

仕様書

1. 件名

鳥取公共職業安定所における備品等の調達及びレイアウト変更作業一式

2. 履行場所

名称:鳥取公共職業安定所

所在地:鳥取県鳥取市富安 2-89

3. 指定作業日・履行期限

指定作業日:令和8年11月6日(金)17時15分~令和8年11月8日(日)

※上記指定作業日に納品希望の物品については、「別添2 仕様内訳書」に記載があるとおとりとする。

※上記指定作業日には当局のシステム管理者及び電話機移設契約業者も作業を行うため、必ず連携を取り作業を進めること。

※当局が導入しているシステム機器については、既存の電源との切断及び接続までは要しない。

※上記指定作業日以外に納品する物品については、7. (2) 現場担当者と調整し、契約締結日から令和9年1月29日(金)までに作業を完了すること。

※指定作業日以外の履行日時は、原則として土曜日、日曜日及び祝日及び平日の閉庁後とするが、土曜開庁日は利用者が来庁する可能性があるため利用者の妨げになることのないよう、細心の注意を払い行うこと。

※既存物品を職員が移動させる必要がある場合は詳細の打ち合わせをすること。

4. 作業概要

- ① 納品場所における新規備品の搬入、組立及び設置
- ② 指定した場所への物品の移動(「別添6 変更後1F レイアウト図」及び「別添7 2Fレイアウト図」のとおり)
- ③ 既設備品の引取り(引取り対象物品は「別添8 引取物品リスト」、設置場所は「別添5 現行1Fレイアウト図」及び「別添7 2Fレイアウト図」のとおりであるが、引取り対象物品に付随する物品についても併せて撤去・廃棄を行うこと。)
- ④ 納品後の問い合わせ対応

5. 搬入・組立及び設置について

- ① 新規に購入する備品の仕様及び数量は「別添2 仕様内訳書」のとおりとする。
- ② 納入物品は新品に限るものとする。

- ③ 納入する物品は、参考商品と同等の仕様を有するものに限り、参考商品以外での納品を可とする。ただし、事前に「様式7 同等品申請書」及びカタログ等品質を証明できる書類を令和8年9月2日(水)12時までに7.(1)契約担当者へ提出し承認を受けること。
- なお、同等品とは、以下の項目を全て満たすものとする。
- ア 規格・品質・性能が本仕様書の内容を満たしていること。
 - イ 規格・品質・性能が、参考商品と同等以上であること。
 - ウ 参考商品の定価(オープン価格の場合は一般的な市場価格)の90%以上の定価を有する製品であること。
 - エ 参考商品がグリーン購入法適合品の場合、同等品もグリーン購入法適合品であることを要する。また、それ以外の品目についても出来る限り環境に配慮した物品であること。
- ④ 上記③により参考商品以外で応札する場合、品目種類ごとのメーカー・規格を統一すること。
- ⑤ 上記③により参考商品以外で納品した場合、寸法や材質等規格相違により使用に耐えないことが明らかとなった場合、直ちに受注者の責任において交換等の措置を講じること。
- ⑥ 納品後1年以内に発生した瑕疵又は故障については、当局の過失でない限り、無償により速やかに修理対応すること。
- ⑦ 組み立て及び取り付け等が必要な物品については、適切な処理を行い、すぐに使用できる状態で納入すること。
- ⑧ 新規備品、既設備品の移設の設置予定位置は「別添6 変更後1F レイアウト図」及び「別添7 2Fレイアウト図」に示したとおりであるが、打ち合わせの過程及び作業時において変更する場合があることに留意すること。その際は現場担当者の指示に従い、誠実かつ速やかに対応すること。
- ⑨ 「別添2 仕様内訳書」記載の参考商品または同等品の承認を受けた商品について、入札書の提出期限までにメーカーによる製造中止等の事由により製品の供給が不可能となった場合、同メーカーから後継品・機種(形式)が発売されたときは、後継品・機種でも仕様を満たす事とする。また、契約締結後に上記の事由等で製品の納入が不可能となった場合、契約業者は、当局と協議の上、契約金額にて後継機種等を提供しなければならないものとする。
- ⑩ 新規調達品の設置に際しては、必要に応じ、設置場所において連結固定・床固定等の転倒防止措置を講じること。また、既設品の移設作業に際し、解体や耐震固定の取外し等が必要なものについては、適宜これらの作業を行った上で移動させることとし、元の設置場所において床固定・連結固定等が施されている物は、原則として移設先においても施工すること。
- ⑪ 不要備品の廃棄については、受注者が責任をもって適切な方法で行うこと。

6. 留意事項

- ① 履行場所での作業に際しては、7.(2)現場担当者の指示に従い、必要に応じて床面、壁面等に養生を行い、建物、設備等に損傷を与えないようにすること。損害を与えた場合は、受注者の責任において対処し、その損害を賠償すること。

- ② 納品後は、清掃及び廃材等の回収処分を受注者の責任において行うこと。
- ③ 品質保証については受注者が責任を負うこと。
- ④ 作業中において、予測できない作業箇所が判明し、契約金額を上回る費用が発生する場合は、必ず作業前に7.(1) 契約担当者及び(2) 現場担当者へ通知し協議を行うこと。
- ⑤ 入札書提出前に必ず現地確認を行うこと。現地確認せず入札書を提出し、契約締結をした場合、仕様等の不明を理由とした契約変更、解除は認めない。なお、現地確認を行う場合は7.(2) 現場担当者に事前連絡し、日時の調整をすること。現地確認に当たっては、施設利用者の妨げになることのないよう、細心の注意を払い行うこと。
- ⑥ 入札金額には、運搬費、組立費、各種設置費、養生費、撤去材処分費等の本作業に係るすべての経費を含むこと。
- ⑦ 調達物品の搬入、組立、設置及び使用開始に当たり通常必要となる付属品、連結部材、固定金具その他の部材については、仕様書及び仕様内訳書への記載の有無にかかわらず受注者において用意し、納品すること。
- ⑧ 障害発生時は窓口を落札業者に一本化し、誠意を持って迅速に対応すること。
- ⑨ 受注者は、当業務に際して知り得たいかなる情報についても、鳥取労働局の同意なく第三者に開示、又は他の目的に使用してはならない。
- ⑩ 本仕様書に記載のない事項については、7.(1) 契約担当者及び(2) 現場担当者の指示によること。また本仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、その都度問い合わせること。

7. 問い合わせ等連絡先

(1) 入札公告、入札説明書及び仕様に関すること

契約担当者：鳥取労働局 総務部総務課会計第一係 瀬浪 TEL 0857-29-1700

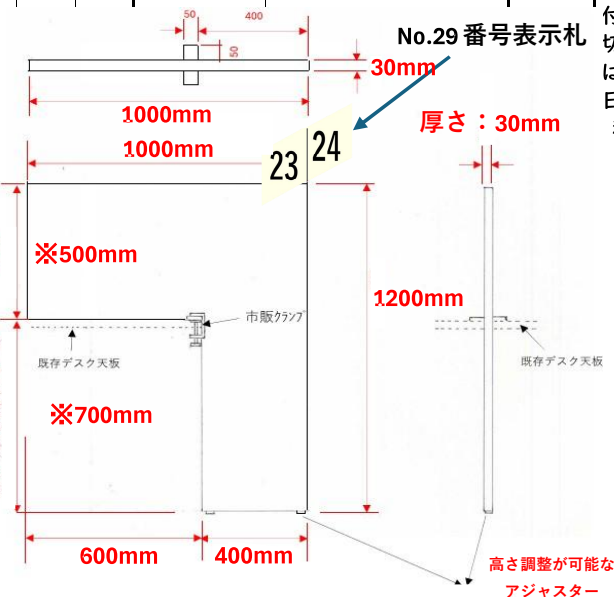
Email: roudou-kaikei1@mhlw.go.jp

(2) 現地調査及び納入日等の日程調整に関すること

現場担当者：鳥取公共職業安定所 庶務課 長石 TEL 0857-23-2021

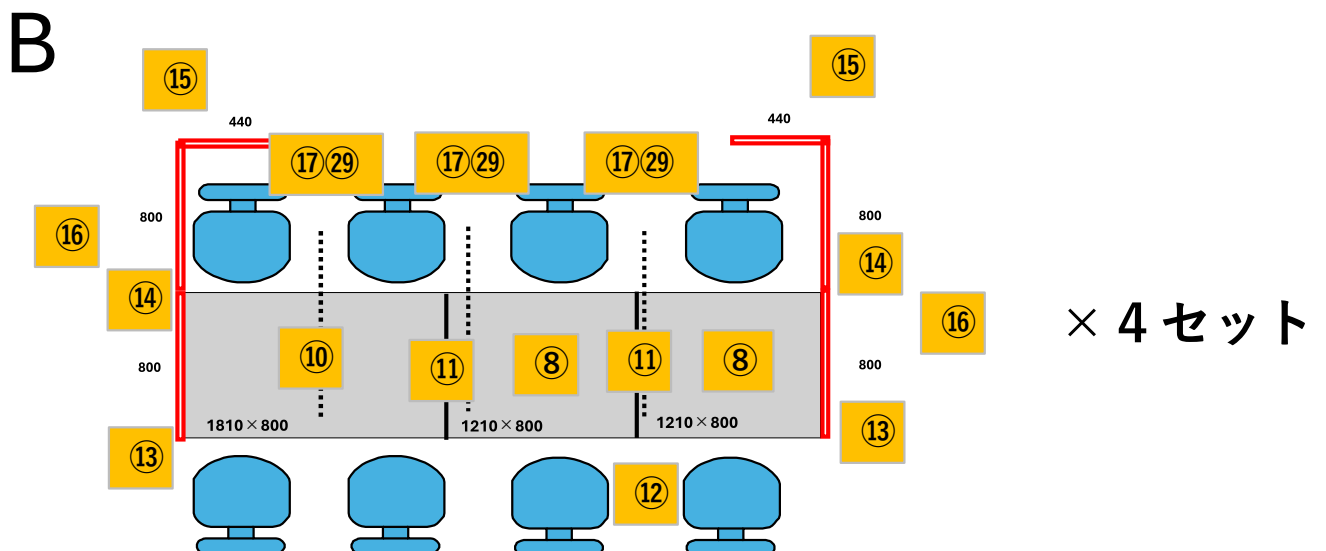
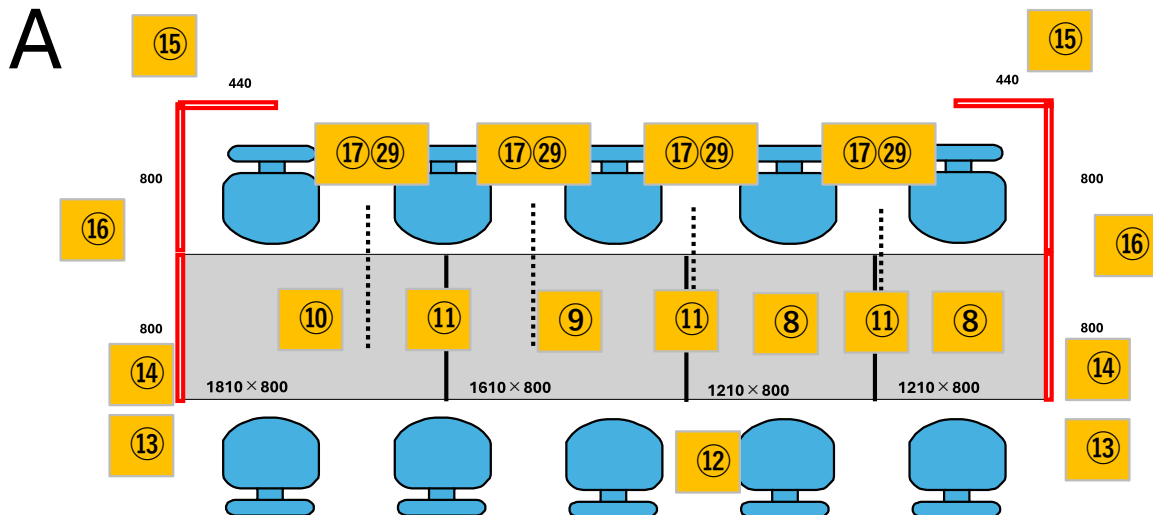
Email: nagaishi-takashiaa@mhlw.go.jp

No.	品名	仕様				数量	単位	参考商品		同等品	指定作業日 納品物
		サイズ (mm)			色			メーカー	品番		
		W	D	H							
1	ローパーテーション	700	50	1935	・素材：不織布 ・色：グレー系 ・エンドカバーの取り付けが可能な箇所については、エンドカバーを取り付けること。なお、その費用についても計上すること。	4	台	イトーキ	FZR-0719AY-W9C7	○	○
2	ローパーテーション	1100	50	1935	・素材：不織布 ・色：グレー系 ・エンドカバーの取り付けが可能な箇所については、エンドカバーを取り付けること。なお、その費用についても計上すること。	1	台	イトーキ	FZR-1119AY-W9C7	○	○
3	連結ポスト	上記NO.1・2を連結させる連結ポスト（NO.1・2は別添6のとおり全て連結をするため、連結に際して連結ポスト等必要な場合は、その費用を計上すること。）				1	台	イトーキ	FZR-19JS-W9	○	○
4	両側安定脚	上記NO.1・2に取り付ける安定脚				2	台	イトーキ	FZRA-PB-T1	○	○
5	ローパーテーション	1200	50	1935	・素材：不織布 ・色：グレー系 ・エンドカバーの取り付けが可能な箇所については、エンドカバーを取り付けること。なお、その費用についても計上すること。	1	台	イトーキ	FZR-1219AY-W9C7	○	○
6	ローパーテーション	1100	50	1935	・素材：不織布 ・色：グレー系 ・エンドカバーの取り付けが可能な箇所については、エンドカバーを取り付けること。なお、その費用についても計上すること。	1	台	イトーキ	FZR-1119AY-W9C7	○	○
7	両側安定脚	上記NO.5・6に取り付ける安定脚				4	台	イトーキ	FZRA-PB-T1	○	○
8	ローカウンター （別添3のとおり組立）	1210	800	730	・フロントパネル及び天板：木目調	10	台	イトーキ	NV-287KS-9292	○	○
9	ローカウンター （別添3のとおり組立）	1610	800	730	・フロントパネル及び天板：木目調	1	台	イトーキ	NV-687KS-9292	○	○
10	ローカウンター （別添3のとおり組立）	1810	800	730	・フロントパネル及び天板：木目調	5	台	イトーキ	NV-887KS-9292	○	○

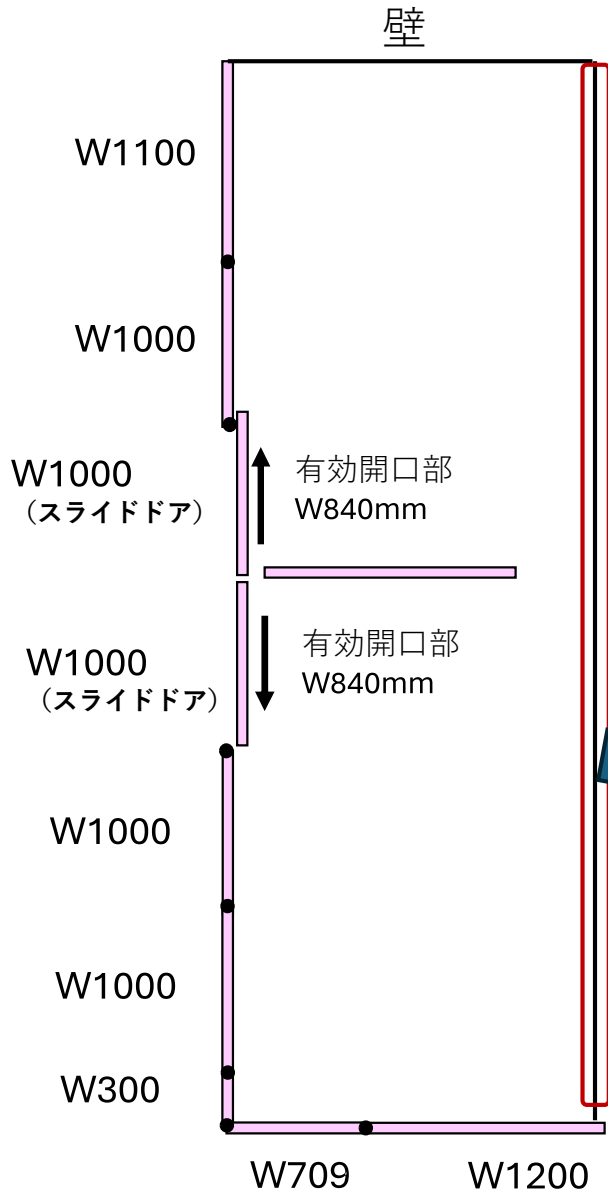
No.	品名	仕様			数量	単位	参考商品		同等品	指定作業日 納品物	
		サイズ (mm)					色	メーカー			品番
		W	D	H							
11	ローカウンター用 連結フレーム (別添3のとおり組立)	上記NO.8・9・10を連結する場合に必要			11	台	イトーキ	NVP-7C	○	○	
12	ローカウンター用補助パネル (別添3のとおり組立)	NO.8・9・10のローカウンターが3つ以上連結する場合に必要な (メーカーから上記の指示がない場合には不要)			5	台	イトーキ	NVP-7KV-92	○	○	
13	ローカウンター用 エンドパネル (左・右) (別添3のとおり組立)	上記NO.8・9・10のエンドパネル 左 右 (D:800×H:1300)			5 5	個 個	イトーキ	NVB-083ALK-92 NVB-083ARK-92	○	○	
14	ローカウンター 直線パネル (別添3のとおり組立)	NO.13・15に取り付けるパネル (D:800×H:1300)			10	台	イトーキ	NVB-0813AM-92	○	○	
15	ローカウンター L型パネル (左・右) (別添3のとおり組立)	上記NO.14に取り付けるパネル 左 右 (D:440×H:1300)			5 5	個 個	イトーキ	NVB-0413JDL-92 NVB-0413JDR-92	○	○	
16	エンドカバー (別添3のとおり組立)	上記NO.13・15に取り付けるカバー			20	個	イトーキ	BVB-13JA-92	○	○	
17	仕切りパネル (上記8・9・10に取り付ける仕切りパネルは別添3、2Fの机に取りける仕切りパネルは別添7のとおり組立)	・上記NO.8・9・10 (計16個) 及び2Fの机 (計8個) に取り付ける仕切りパネル ・色: 白系 (目視可能な範囲の表面部分) ・仕切りパネルは移動・転倒しないよう机へ確実に固定すること。 ・パネルのサイズは右図のとおりとする (なお、「※」で示す寸法については机の高さに応じて調整するものとし、現場調査時に2Fの机を確認することを推奨)。			24	個	キノシタ		○	○ (2階に取付予定の仕切りパネルは指定作業日以外の日程も可)	
											
18	平机	1800	800	720	・引き出し付き ・色: 白色	1	台	イトーキ	CZR-188HAS-9W9	○	○
19	会議テーブル (配線キャップ付)	900	900	720	・天板: 木目調	1	台	イトーキ	DCR-099HHSTAIWX	○	○
20	スツール (4本脚)	400	400	440	・座面: 布地、ブルー系	8	脚	イトーキ	KCL-213C-S5	○	○
21	テレホンスタンド	・上記NO.18の机に取り付け可能であること。 ・電話機 (縦22cm×横18cm×高さ10.0cm) の設置に適合するもの。 ・ベース回転範囲360°			1	台	アスカ	TS9802	○	○	
22	デスクマット	990	690	12	・軟質 ・非転写 ・下敷きなし	20	枚	プラス	DM-107FS	○	○

No.	品名	仕様				数量	単位	参考商品		同等品	指定作業日 納品物
		サイズ (mm)			色			メーカー	品番		
		W	D	H							
23	ローパーテーション	1200	50	1335	・ 素材：不織布 ・ 色：青系 ・ エンドカバーの取り付けが可能な箇所については、エンドカバーを取り付けること。なお、その費用についても計上すること。 ・ 別添6のとおり、パーテーションを3連続で配置する箇所については連結を行うこと。なお、連結にあたり連結ポスト等の部材が必要となる場合は、その費用を計上すること。	7	台	イトーキ	FZR-1213AY-W9B7	○	○
24	両側安定脚	上記NO.23に取り付ける安定脚				10	台	イトーキ	FZRA-PB-T I	○	○
25	グループテーブル	1200	1400	720	・ 色：白色	1	台	イトーキ	JP-1214HWA1-WL	○	○
26	パーテーション	別添4のとおり						三和シャッター		○	
27	パーテーション	900	430	1800	・ パネル上部は、概ね1/3から1/2程度の範囲を半透明とすること。 ・ パネル下部は、概ね1/2から2/3程度の範囲をベージュ系とすること。 ・ キャスター付き	1	台	イトーキ	FSK-98CFC-W9S4	○	
28	パーテーション	900	430	1800	・ NO.27及び28は連結すること。（連結に際して連結ポスト等必要な場合は、その費用を計上すること。なお、NO.26に収納可能であれば、1台も可とする。）	1	台	イトーキ	FSK-98CFG-W9S4	○	
29	番号表示札	・ No.17仕切りパネルに固定可能なものであること（1Fのみ番号表示札は取り付け予定）。 ・ 番号の大きさは右図のとおりとすること。 ・ 表示する内容は右図のとおりとし、番号は2桁あり、左右で異なる数字を掲示できる構造であること。 ・ 番号の掲示位置は、No.17仕切りパネルのとおりとすること。 ・ 表示する番号については、 <u>契約締結後に発注者が指定するものとする</u> 。 ・ 素材：プラスチック ・ 色：白色 ・ 文字色及び線：黒色				16	個			○	○

別添 3 (カウンター組立図)



●パーティション (天井から見た図)



- ・鍵：スライドドア 1 枚につき 1 箇所設置
- ・高さ (H)：2560mm
(ただし、天井面から460mmの空間は空けること)
- ・幅 (W)：図へ記載のとおり
- ・パネル及び引き戸の表面材：化粧鋼板 0.4 ～0.5mm
- ・カラー：クリーム系
- ・床及び天井に必要箇所を確実に固定をすること。
(床はOAフロアのため、固定作業時は既設配線を十分確認し、配線を損傷しないよう避けて施工すること)
- ・スライドドアからブース内に設置予定の物品 (パーティション、机及び椅子) を自由に搬出入できる配置・仕様とすること。
- ・壁面に部屋があるため、利用に支障がないよう施工すること。

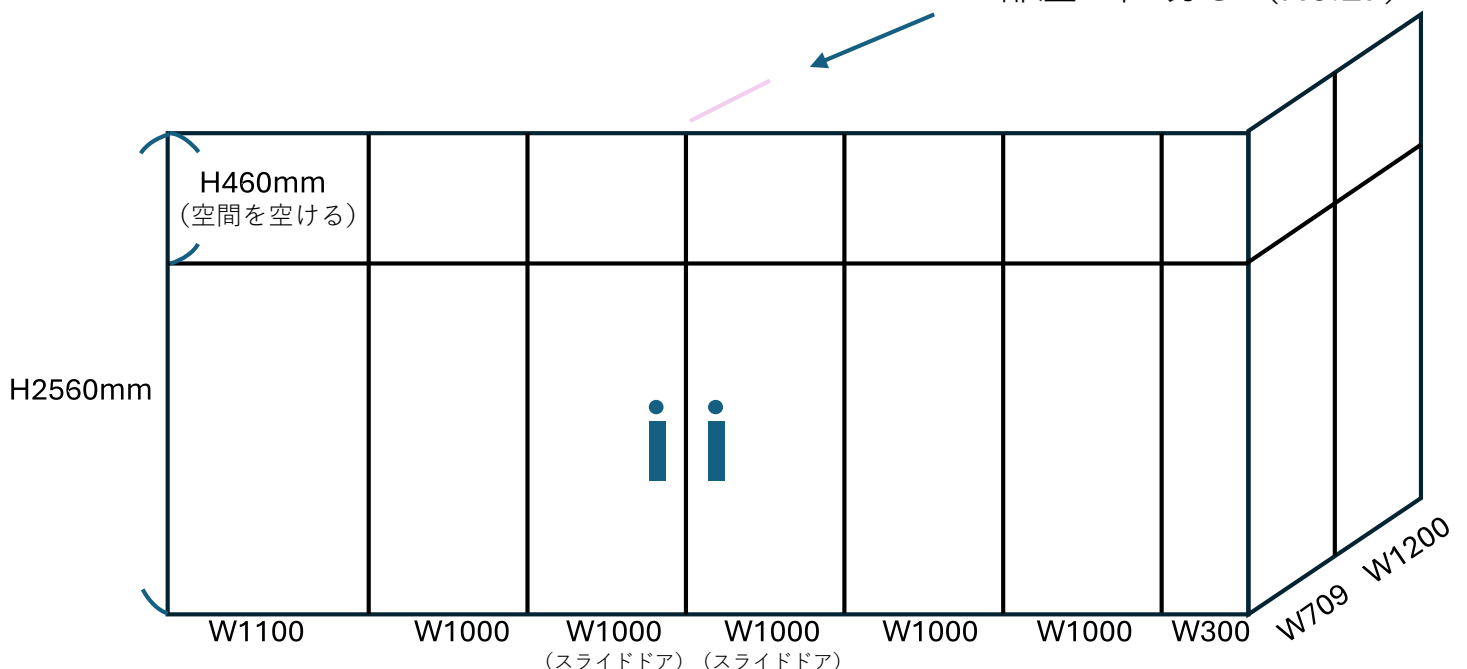
部屋あり
(2年に1回程度の頻度で入室)



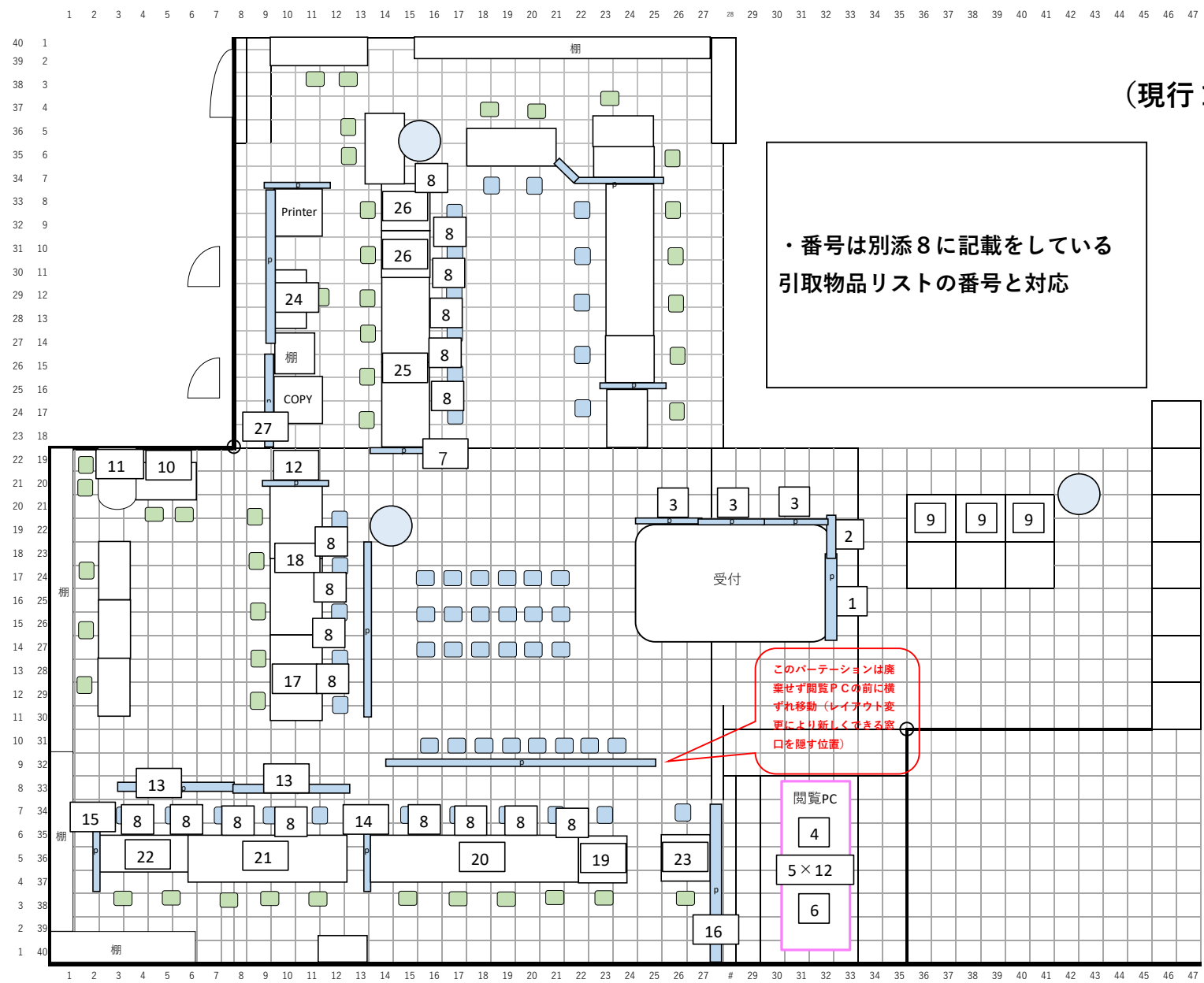
●連結

●パーティション (横から見た図)

パーティションで
2 部屋に区切る (No.27)

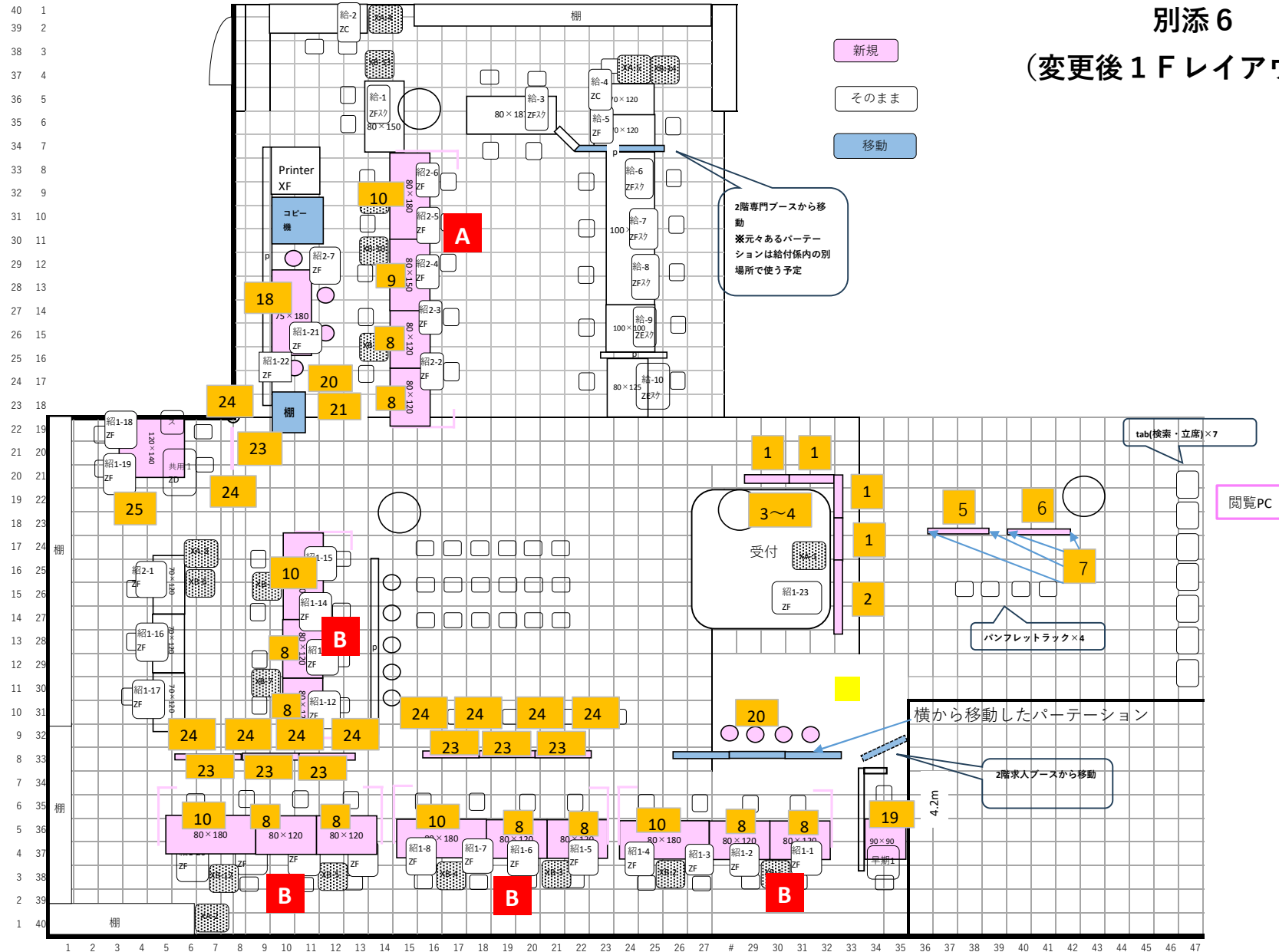


別添5 (現行1Fレイアウト図)



1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47

別添6 (変更後1Fレイアウト図)



別添 8

■引取物品リスト

設置場所：1 階

No.	品目	個数	サイズ (cm) 10cm未満切捨て				
			縦	×	横	×	高
1	受付パーテーション	1		×	120	×	180
2	受付パーテーション	1		×	80	×	180
3	受付パーテーション	3		×	90	×	180
4	検索PCデスク	1	140	×	470	×	70
5	検索PCプリンターラック	12	40	×	70	×	50
6	パネル（検索PC仕切り）	1		×	470	×	40
7	2 Gパーテーション（23横）	1		×	120	×	140
8	窓口仕切りパネル（1 G+ 2 G）	18		×	70	×	140
9	記入台	2	60	×	230	×	150
10	1 G後方デスク（内側）	1	90	×	120	×	70
11	1 G後方デスク（窓側）	1	70	×	120	×	70
12	1 Gパーテーション（22窓口横）	1		×	90	×	140
13	1 Gパーテーション（統括席横）	2		×	210	×	150
14	1 Gパーテーション（14窓口横）	1		×	120	×	140
15	1 Gパーテーション（就労支援横）	1		×	120	×	170
16	1 Gパーテーション（多目的窓口横）	1		×	290	×	180
17	1 G窓口カウンター（18～19窓口）	1	100	×	180	×	70
18	1 G窓口カウンター（20～22窓口）	1	100	×	320	×	70
19	1 G窓口カウンター（10窓口）	1	100	×	100	×	70
20	1 G窓口カウンター（11～14窓口）	1	100	×	430	×	70
21	1 G窓口カウンター（15～17窓口）	1	100	×	320	×	70
22	1 G窓口カウンター（17窓口）	1	80	×	180	×	70
23	カウンター（1 G多目的窓口）	1	80	×	120	×	70
24	2 G後方デスク	1	70	×	120	×	70
25	2 Gカウンター大	1	100	×	360	×	70
26	2 Gカウンター小	2	100	×	100	×	70
27	2 Gパーテーション（後方）	1		×	180	×	180

設置場所：2 階

1	求人ブース移動式パーテーション	1		×	210	×	150
2	専門窓口仕切りパネル（最奥）	1		×	40	×	128
3	専門ブースパーテーション	1		×	90	×	150

契 約 書 (案)

1. 件 名 鳥取公共職業安定所における備品等の調達及びレイアウト変更作業一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限 契約締結日から令和9年1月29日までの土日祝及び平日の閉庁後
(うち指定作業日令和8年11月6日17時15分以降から11月8日)
4. 契約金額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇〇〇〇円)
取引に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額とする。
5. 履行要件 仕様書のとおり
6. 契約保証金 免除

上記契約(以下「業務」という。)について、支出負担行為担当官 鳥取労働局総務部長 大原竜太(以下「甲」という。)と 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鳥取県鳥取市富安2丁目89-9
支出負担行為担当官
鳥取労働局総務部長 大原 竜太

乙

契 約 条 項

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第4条 乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいう。特に定めのない限り乙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係のある者であっても「第三者」「再委託先」に該当する。以下同じ。）する場合には、甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更及び履行体制)

第5条 乙は、再委託先を変更する場合は、甲に再委託に係る変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

3 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。

4 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届書により甲に承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更

(2) 事業参加者の住所のみの変更

(3) 契約金額のみの変更

- 5 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

第6条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

第7条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

- 2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第1項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(監督)

第8条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第9条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に報告し、立会の上検査を受けなければならない。

- 2 甲の指定する検査職員は、契約履行状況について、連絡を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の検査に合格したときをもって業務を完了するものとする。
- 4 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。
- 5 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、第9条に規定する検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを、「官署支出官 鳥取労働局長」に請求するものとする。なお、消費税相当額を算出する際に生じた1円未満の端数については、切り捨てとする。

- 2 乙は前項の請求書、若しくは別紙にて明細を記載しなければならない。
- 3 甲は、前2項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第3項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭

和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

（個人情報保護）

第14条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、業務を完了したときは、甲の指示に従い、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

5 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡するとともに、その詳細を書面にして報告しなければならない。

6 甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は甲の指定する職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

（契約の解除等）

第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければ

ばならない。なお、第3号から第5号までに該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 第7条の規定により延期が認められた場合を除き、履行期限に合格品の受渡を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき

(5) 第13条及び第14条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

5 乙が第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

6 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第16条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は不随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、本契約の履行に着手後、第15条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関

する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（2）乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

（3）乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めている場合は除く。

（4）第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（3）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4）乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

（5）前条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計

算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(属性要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第22条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第23条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当

該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第24条 甲は、第15条第2項、同条第3項、第20条、第21条、第23条第2項、第27条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第15条第2項、同条第3項、第20条、第21条、第23条第2項、第27条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第26条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第27条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第28条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）

の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第29条 甲は、納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
- (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。
(事故等発生時の措置)

第30条 乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

- 2 第1項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。
- 3 前2項に規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘（報道を含む。）があったときは、乙は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 前各項に規定する報告を受けた甲による調査については、前条の規定を準用する。
- 5 乙は、第1項に規定する事故がこの契約に与える影響等について調査し、その後の措置について甲と協議しなければならない。
- 6 第1項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果、とられる措置に必要な費用は、乙の負担とする。
- 7 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

(契約履行後における乙の義務等)

第31条 第30条及び第31条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。

2 甲は、契約履行後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。

3 乙は、前項の求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

(賃金・物価変動に伴う契約変更の申し入れ)

第32条 甲及び乙は、契約期間中に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動その他事由により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を求めることができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙で協議して書面により定めるものとする。

(紛争等の解決方法)

第33条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第34条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第11条、第13条、第15条第2項、第5項、第17条、第19条、第22条、第24条、第28条、第29条、第33条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(以下この頁余白)